

## 職員の懲戒処分の公表基準

平成 20 年 4 月 1 日

消防長が地方公務員法に基づいて実施した懲戒処分については、次の基準により公表することとする

### 1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、消防長の行った懲戒処분을公表することにより、職員に公務員としての自覚を喚起するとともに、消防行政に対する住民の理解と信頼を確保することを目的とする。

### 2 公表対象

地方公務員法に基づく、免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分。ただし、交通違反・事故に関する処分については、処分基準の点数が 15 点（減給 10 分の 1・4 か月）未満の処分は除く。

### 3 公表内容

#### (1) 公表する項目

事案の概要、処分の量定及び処分年月日並びに被処分者の所属署、役職等被処分者に関する情報とする。

#### (2) 公表しない項目

所属課名、氏名等の個人が特定されるような情報は公表しない。

ただし、収賄事件又は横領事件など非行内容が重大で、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名が公にされている場合については、この限りではない。

### 4 公開の例外

被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれのある場合は、公表内容の一部又は全部を公表しない。

### 5 公表の時期及び方法

(1) 公表の対象となる懲戒処分を行った場合には、その都度資料の提供、その他の方法により報道機関に公表するものとする。

(2) 大洲地区広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条の規定に基づき、公表するものとする。